

女性活躍加速のための重点方針2018 (平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

基本的な考え方

- ✓ いまだ日本に根強く残る“男社会”
- ✓ 女性が抱える困難が解決すべき課題として社会で認識されていない
- ✓ 女性特有の健康上の課題、女性に対する暴力等が解決されずに存続

残された女性活躍“以前”の課題の解消

- ✓ 少子化・人口減少に直面する日本
- ✓ 女性活躍の場の拡大が多様性を生み、生産性向上・経済成長に資する付加価値を生み出す原動力となる

女性が働きがいを持てる就業環境の整備

女性が直面している様々な困難が解消された「フェアネスの高い社会」の構築

安全・安心な暮らしの実現

- 生涯を通じた女性の健康支援の強化
子宮頸がん・乳がん検診の更なる普及、産後うつや女性の更年期への対策支援の促進、低用量ピルの活用等を含む女性の健康保持への理解促進、スポーツを通じた健康増進
- 困難を抱える女性への支援
妊娠した生徒への学業継続に向けた適切な対応、ひとり親家庭等への支援、養育費の履行確保に向けた検討、非正規雇用労働者の待遇改善
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
ワンストップ支援センターの運営の安定化等による性犯罪・性暴力対策の推進、セクハラ根絶に向けた取組の推進、DV被害者への支援の拡充

あらゆる分野における女性の活躍

- 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進
多様で柔軟な働き方、ワーク・ライフ・バランス、テレワークの推進、女性の復職・再就職等の促進に向けた「学び直し」の拡充、女性活躍による地方創生の実現
- 男性の暮らし方・意識の変革
「男の産休」や男性の育児休業等の取得の促進、国家公務員の管理職の人事評価における適切な評価、「“おとう飯”キャンペーン」等の実施による国民の意識の醸成
- あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
女性活躍推進法の施行後3年の見直しも含めた必要な制度改正の検討、女性活躍情報の見える化の促進、女性役員登用の拡大、メディア分野等における参画拡大、女性の起業への支援の強化、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）を踏まえた取組の推進

女性活躍のための基盤整備

- 子育て・介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進
待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て・介護基盤の整備、教育の負担軽減に向けた取組の推進、乳児用液体ミルクの普及に向けた取組の推進
- 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習の充実
自らのライフ・キャリアについて考える機会の充実に向けた学校教育段階からのキャリア形成に係る学びの充実
- 女性活躍の視点に立った制度等の整備
働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の改訂

参考：これまでの女性活躍加速のための重点方針の成果

安全・安心な暮らしの実現

- 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を内容とする刑法の一部改正（29年7月施行）
- 性犯罪・性暴力被害者支援交付金の創設（29年度）
→性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを43都道府県に設置済（30年4月現在）
- 性犯罪被害相談電話番号の全国統一化（29年8月～）
- 若年者を対象とした性的な暴力の根絶に向けた取組の推進
- ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの開始（27年度～）

女性の活躍を支える基盤整備

- 保育の受け皿確保に向けた取組
→「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を行う（新しい経済政策パッケージ 29年12月）
- マイナンバーカード、パスポートにおける旧姓併記の推進
- 液体ミルクの普及に向けて、食品衛生法に基づく規格基準の設定に向けた取組の加速
- 男女共同参画、女性活躍に係る褒章分野（女性活躍推進功績）の新設（29年度）

あらゆる分野における女性の活躍

<制度等>

- 女性活躍推進法の成立（28年4月完全施行）
- 公共調達の取組指針に基づく加点評価の取組を開始（28年度～）
→国の全26機関が28年度中に取組開始（これまでに19機関が全面实施）
- 地域女性活躍推進交付金の創設（29年度）
- いわゆるマタハラ防止のための男女雇用機会均等法等改正（29年1月施行）
- 保育所に入れない場合等の育児休業期間の延長等を盛り込んだ育児・介護休業法改正（29年10月施行）
- 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」の策定・同指針を踏まえた取組計画に基づく施策の推進
- 「第5期科学技術基本計画」に基づく女性の活躍促進に向けた施策の推進
- 出生時両立支援助成金の創設（28年度）
- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の成立・施行（30年5月）

<事業展開>

- 政治分野・経済分野における「見える化」の促進
- WAW（国際女性会議）の開催（26年～ 4回開催）
- 理工系女子応援ネットワークの構築（30年5月；173団体）
→夏のリコチャレ（29年度実績；125団体186イベント実施 約23,000名参加）
- 役員候補となる女性リーダー育成研修の実施（29年度～）
- 女性の起業に対する支援の強化
→女性起業家等支援ネットワークの構築（28年度～）
→女性起業家に対する相談会や企業とのマッチング等の支援
- 「“おとう飯”始めよう」キャンペーンなど男性の家事・育児の参画促進
- さんきゅうパパプロジェクト
→男性配偶者の出産直後の休暇取得率 55.9%
- 女性活躍に取り組む農業経営体の認定
→3年間で102経営体を認定
- 農業女子プロジェクトの推進（25年～）
→企業等とコラボし広く情報発信（農業女子メンバー677名、参画企業等35社・5校）